

「第四北越 通帳アプリ」利用規定

(2024年2月13日現在)

「第四北越 通帳アプリ」利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社第四北越銀行（以下、「当行」といいます）がお客さまのスマートフォン（以下、「端末」といいます）にダウンロードされたアプリケーション「第四北越 通帳アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用して提供するサービス（以下、「本サービス」といいます）を、お客さまにご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

お客さまは、本規定に同意していただいた場合に、本アプリをダウンロードし本サービスをご利用いただけます。

1. 本規定の適用範囲

本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下、「利用者」といいます）に適用されます。本サービスについては、本規定の定めによるほか、当行が定める以下の取引規定（以下、「関連規定」といいます）により取り扱います。なお、関連規定と本規定とで差異が生じる場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

<関連規定>

普通預金規定、普通預金規定（通帳発行省略用）、貯蓄預金 40 規定、貯蓄預金 10 規定、総合口座取引規定、自動継続期日指定定期預金規定・自動継続自由金利型定期預金（M 型）（単利型）規定・自動継続自由金利型定期預金（M 型）（複利型）規定・自動継続自由金利型定期預金規定・自動継続変動金利定期預金（単利型）規定・自動継続変動金利定期預金（複利型）規定、共通印鑑規定、休眠預金等活用法に関する預金取引規定、だいしほくえつ ID 利用規定、インターネット支店取引規定、キャッシュカード規定、IC キャッシュカード規定

2. 本サービス

- （1）本サービスは、通帳に代えて本アプリにより、後記 3 の（2）（3）に定める口座（以下、「本サービスご利用口座」といいます）で後記 6 に定める機能をご利用いただくサービスです。
- （2）本サービスにおいては通帳を発行しません。
- （3）当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

3. 利用条件等

- （1）本サービスがご利用いただける方は、だいしほくえつ ID のユーザー登録のある個人のお客さまとなります。
- （2）本サービスご利用口座は、だいしほくえつ ID の代表口座またはサービス利用口座に登録されている必要があります。
- （3）本サービスご利用口座の対象は、前記（2）のうち、キャッシュカードの発行がある円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金となります。ま

た、円貨普通預金の貸越金の担保としてセットされた総合口座定期預金も対象となります。

- (4) 現在発行済の通帳を本サービスにお切り替えされる場合は、総合口座通帳および普通預金通帳が対象となります。ただし、別冊通帳扱いおよび証書扱いの総合口座定期預金と JRA 口座は対象外となります。
- (5) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。
- (6) 本サービスの利用は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます）にかかる通信料は利用者のご負担となります。
- (7) 本アプリは当行所定の端末でのみ、ご利用いただけます。ご利用いただける環境については、当行ホームページでご確認ください。
- (8) 本サービスご利用口座が以下に該当する場合は、本サービスをご利用いただけません。
 - ①通帳、印鑑またはキャッシュカードの喪失・盗難手続中
 - ②その他、当行所定の条件を充たさない場合
- (9) 本サービスでは、だいしほくえつ ID のユーザー登録月の 3 か月前の応当月の 1 日にさかのぼって明細データを蓄積し、10 年を超えた過去の明細データは 1 か月単位で閲覧できなくなります。
- (10) 未記帳明細をお手元に残す必要がある場合は、本サービスのご利用前に通帳記入を行ってください。
- (11) 現金自動預入・引出兼用機（以下、「ATM」といいます）取引のうち、通帳を使う以下のお取引ができなくなります。
 - ①本サービスご利用口座を入金口座とした振替取引
 - ②本サービスご利用口座の定期預金取引

4. 初回登録

- (1) 本アプリを初めてご利用になる場合、だいしほくえつ ID のログインによりご本人確認を行います。そのうえで次の初回登録を行う必要があります。
 - ①本サービスでご利用になる口座の選択
 - ②後記 5 に定めるかんたんログインの設定
- (2) 初回登録後は (1) で設定したかんたんログインにより、本アプリを利用することができます。かんたんログインの設定を行わない場合は、だいしほくえつ ID のログインにより本アプリを利用することができます。
- (3) 通帳をお持ちの利用者は、本アプリの初回登録時点から、本サービスでご利用になる口座の通帳は利用できなくなります。

5. かんたんログイン

- (1) かんたんログインとは、だいしほくえつ ID の代わりに利用者の端末に登録されている生体認証機能または本アプリ専用のパスコードを利用して本アプリにログインする機能のことをいいます。
- (2) 生体認証機能のない端末をご利用の場合、本アプリ専用のパスコードを設定することができます。パスコードは、利用者が任意で設定する 4 桁の数字です。

6. 本サービスの機能

- (1) 本サービスでは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

①残高照会

本サービスご利用口座の残高照会ができます。定期預金はお預り番号毎の明細が照会できます。

②入出金明細照会

円貨普通預金、貯蓄預金の入出金明細の照会ができます。だいしほくえつ ID のユーザー登録月の 3 か月前の 1 日にさかのぼって照会することができます。それ以前の明細は照会できません。

③メモ登録

普通預金の入出金明細にメモの登録ができます。メモは 1 入出金明細につき 20 文字まで入力できます。メモに登録した情報は本アプリでのみ利用できます。また、メモに登録した情報は「e ネットバンキング(インターネットバンキング)」等へは反映されません。

④口座の追加

初回登録後、本サービスご利用口座を追加する場合は次の方法があります。なお、次の操作を行った時点から、追加した口座の通帳は利用できなくなります。また、端末の利用者以外の方（以下、「追加利用者」といいます）が本規定に同意し、以下の (B) の操作を行うことができます。その場合、端末の利用者が、追加利用者の対象口座にかかる本サービスの機能を利用することができます。

(A) 利用者のだいしほくえつ ID のサービス利用口座の中から、追加する対象口座を選択

(B) 追加利用者のだいしほくえつ ID でのログインによる追加

- (2) 本アプリによらず、ブラウザを備えたパソコンまたはスマートフォンを利用して残高照会と入出金明細照会を行うことができます。

7. 利用の停止・解除

- (1) 本サービスの利用停止をご希望の場合、本アプリ利用者の端末から追加利用者を削除する場合は、当行本支店の窓口で通帳発行へ変更するお手続きが必要となります。
- (2) 本サービスが利用可能な状態のままだいしほくえつ ID を退会されると、本サービスは利用できなくなります。通帳の発行が必要なお客さまは (1) のお手続きが

必要です。また、本サービスご利用口座を解約した場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。

- (3) 成年後見人等の届出を行う場合には、通帳発行によるお取扱いとなりますので、本サービスは利用できなくなります。
- (4) 本アプリ利用者の端末から追加利用者を削除する場合は、利用者の端末で削除の操作を行うか、追加利用者が追加利用者のだいしほくえつ ID を退会することで可能です。なお、端末の利用者による照会を停止するまでの期間に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 禁止事項

- (1) 利用者は本サービスおよび本アプリを自身による利用のみの目的で利用するものとし、本サービスおよび本アプリに基づく利用者の権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。
- (2) 利用者は本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為を行ってはなりません。

9. 知的財産権等

本アプリにかかる著作権その他一切の知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

10. 預金の預入・払戻し等

- (1) 本サービスご利用口座は、当行本支店の窓口、ATM でお取引いただけます。当行本支店の窓口でのお取引は、後記(2)～(6)に定めるものとします。ATMでのお取引はキャッシュカード規定またはICキャッシュカード規定により取り扱うものとします。なお、インターネットバンキング等別途ご契約をいただくサービスでの取引は、当該サービスの利用規定により取り扱うものとします。
- (2) 窓口で現金、手形、小切手等を入金する場合は、当行所定の入金票に記入して本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。なお、キャッシュカードがない場合の現金の入金は振込扱いとなる場合があります。
- (3) 窓口で預金の払戻しをする場合は、当行所定の払戻請求書に記入して本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。また、キャッシュカードの暗証を入力いただき、届出の暗証との一致(以下、「暗証の一致」といいます)を確認いたしますが、暗証は当行窓口に備え付けの機器へお客さまご自身で入力してください。
- (4) 定期預金の払戻しをする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。
- (5) 本サービスご利用口座を解約する場合は、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。

ただし、本サービスご利用口座のうち、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章に代えることとします。

- (6) 上記(3)、(4)、(5)において、当行が必要と判断した場合は、当行所定の本人確認資料の提示等を求める場合があります。

1 1. 免責事項

- (1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 端末の紛失盗難その他事故により、本アプリが不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧された場合であっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3) 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合、これらに関連して利用者に損害が発生したとしても当行は一切の責任を負いません。

1 2. 本規定の変更

- (1) 当行は、本規定を、だいしほくえつ ID の仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める 2 週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

1 3. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

1 4. その他

- (1) 当行は、お客さまが本規定に同意することを条件として、本アプリをお客さまの端末でのみダウンロードして利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。
- (2) 当行は、利用者が本規定に違反した場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。
- (3) 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、お客さまが本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、お客さま自身の責

任と負担で解決するものとしませう。

以上